

欧州委員会、「成長と経済回復のためのより強力な欧州産業」と題する
産業政策コミュニケーション改訂版を公表

2012年10月29日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会企業総局は10月10日、「成長と経済回復のためのより強力な欧州産業」と題する欧州議会、EU理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会への産業政策コミュニケーション改訂版（COM(2012) 582 final）を公表した。本コミュニケーションは、欧州2020戦略の一部として2010年に発表された「グローバル化の時代のための統合された産業政策」（COM(2010) 614）をアップデートした改訂版として位置づけられたもの。

本改訂版においては、「テクノロジーのための域内市場、単一特許及び知的財産の保護」と題する項目が設けられており、ここでは以下のような分析がなされている。

・単一特許の導入と統一特許訴訟制度の構築により、コストの低減と法的安定性の向上が実現される。さらに2014年までにすべての欧州言語の自動翻訳ツールが利用可能となる。他庁の成果物を利用する取組みや、実体特許法の国際調和（世界的なグレースピリオドの調和など）により、特許制度の強化とさらなるコスト削減が可能となる。

・営業秘密の保護については各国法で規定されており、相違が著しい。欧州委員会は国境を越える企業活動が阻害されていないか調査を行う。

・現在、特に中小企業の財務諸表においては、特許及びその他の知的財産権の価値が広く認識されているとはいえない。知的財産の価値を効率的に評価する手法と、これを開示することによる利益の可能性について模索すべきである。

・特許の待ち伏せ(patent ambush)、特許のホールドアップ、特許戦争及び知財の侵害（模倣品や海賊版）は、知的財産制度の信頼を損ねるものである。

・経済全体にとって重要な産業における急速な技術の進歩がもたらしたリスクは、特許の藪(patent thicket)や特許の待ち伏せ(patent ambush)による可能性がある。これらのリスクを軽減する手段として、競争促進的なクロスライセンスやパテントプールがある。欧州委員会は技術移転契約についてのルールをアップデートする予定である。FRAND (fair, reasonable and non-discriminatory terms)ライセンスについての取組みもさらに行われる可能性がある。特許庁と標準化団体とのより緊密な協力と情報交換が短期的には著しい効果をもたらす得る。

・模倣品と海賊版が増加の一途をたどっていることをふまえ、知的財産のエンフォースメントの共通の枠組みを規定したエンフォースメント指令 (Directive 2004/48/EC) の見直しが進められている。

・模倣品や海賊版に対抗する実際的な手法として、知的財産権の侵害に関する欧州監視部門のような協力アプローチも強化し得る。

さらに、具体的な取組みとして以下の5つの項目を挙げている。

- 欧州委員会は、各国の営業秘密の保護の法的枠組みを調査し、効率的でコストの低減された選択肢を検討する。
- 欧州委員会は、2013年に専門家による結論を得て、知的財産権市場と適切な価値評価と会計における知的財産権の開示の関連とともに、最も十分な価値評価手法を検討する。
- 欧州委員会は、標準化における知的財産権の透明性を向上させ、取扱いを改善し得る方策を検討する。
- 欧州委員会は、特許庁と標準化団体との間の協力を促進する。
- 理事会と欧州議会は、税関エンフォースメントに関する規則(1383/2003/EC)の改正を早急に承認すべきである。

— プレスリリースは、以下参照 —

[On 10 October 2012 the Commission adopted an Update of the Industrial Policy flagship initiative – “A Stronger European Industry for Growth and Economic Recovery”](#)

— 報告書の本文は、以下参照 —

[Industrial Policy Communication \(PDF\)](#)

— エンフォースメント指令の見直しに関する欧州知財ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、エンフォースメント指令の適用状況に関する分析結果を公表 \(2011年1月10日\) \(PDF\)](#)

— 各EU加盟国における営業秘密の法制度に関する欧州知財ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、各EU加盟国における営業秘密の保護に関する報告書を公表 \(2012年6月14日\) \(PDF\)](#)

(以上)